

初期イングランド・バプテストの協働¹

— 浸礼のバプテストマ理解とその執行を巡る論争 —

金丸英子

1. はじめに

私たちはこれまで、イングランドのバプテストには、最初から「ジェネラル」と「パティキュラー」という2つのグループが別個に存在しており、相互の交流は極めて薄かったか、あるいは存在しなかったかのように考える傾向があった。しかし実際には、両者の居住地や教会は隣接しており（資料1）、それについては修正を求められる可能性が出てきている²。確かに両者には異なった神学的特徴があったものの、バプテストとしての基本的な立場や取り組むべき課題は共通していた。誤解や偏見に基づく外部からの批判や攻撃に晒される場合には、それに立ち向かう「協働」関係があったことを示唆する資料が存在する。そのため、今後のバプテスト研究には、両バプテストの相違点の解明に留まらず、その共通点を発見する学的営みが望まれる。当時の社会状況、戦うべき論敵や課題などが異なる様相を呈する中、それに

1 本論文は、2016年度神学部開講講演にて、2015年度在外研究の成果として発表した講演に加筆したものである。

2 Ruth M. Clifford, "The General Baptists, 1640-1660" (A Thesis for the Degree of Master of Letters at the University of Oxford, 1991), p 6. また、P. R. S. Baker は、*Oxford Dictionary of National Biography* (Oxford University Press) に、1644年、ケントで本稿で取り上げるジェネラル・バプテストのエドワード・バーバーとトマス・ラム (Thomas Lambe) が、パティキュラー・バプテストのウィリアム・キッフイン (William Kiffin)、トマス・ペイシェント (Thomas Patient) と神学議論を行ったと書いている。

対する初期イングランド・バプテストの応答も一様ではなかった。しかしながら、バプテストとして譲ることのできない共通の主張を堅持し、相互に刺激しあいながら、属する群は違ってもそれを遵守しようとしたことは、イングランド・バプテストの信仰告白群を読み比べるだけでも歴然としている³。

似たようなことは、バプテストの呼称についても言うことができる。少なくとも17世紀の中頃まで、両グループを表現する際に用いられてきたジェネラル、パティキュラーの区別はほとんど見当たらず、一様に「baptized people」（バプテスマを受けた者たち）と呼ばれ、当事者もそう認識していた。例えば、後にジェネラル・バプテストと呼ばれるようになったグループは、自分たちを単純に「キリストの教会」と呼び、もう少し主張をはっきりさせたい場合は、「信仰告白に基づくバプテスマを受けた者たちによって構成されるキリストの教会」と名乗っていた⁴。

以上のことは、初期イギリス・バプテストの間に、私たちが考える以上に相互の往来があったことを示唆する例である。これはまた、バプテストの中心的な特徴である成人の信仰告白に基づくバプテスマ執行と、その形式に関係する論争においても同じであった。そもそもバプテストは、大方のプロテスタント諸派が容認していた幼児洗礼を一貫して認めなかったため、排他的で狭量、非聖書的な者たちとみなされ、様々な誤解に晒され、文字通りの迫害も受けてきた⁵。バプテスマの理解が大きく異なっていたからである。ところが、バプテストの内部においても、見解の相違によって身内のバプテストから批判を受け、孤立無援に置かれるということが起こった。その際、異なるグループのバプテストがそれを擁護し、堂々と論争して渡りあった事実

3 斎藤剛毅氏は、ジェネラル・バプテストの「正統信条」（1678年）の解説で、これがパティキュラー・バプテストの「第二ロンドン信仰告白」（1677年）に刺激されて書かれたことを事実として述べている。斎藤・高野『資料 バプテストの信仰告白』改訂版（ヨルダン社、2000年）、411。

4 Clifford., p4.

5 例えば、パティキュラー・バプテストによるロンドン信仰告白（1644年）前文には、バプテストたちが受けた誤解や迫害の実態を示している。斎藤・高野『資料 バプテストの信仰告白』、400-401, Lumpkin, Leonard, *Baptist Confessions of Faith*, Second Revised Edition (Judson Press, 2011), pp142-3 参照。

がある。エドワード・バーバー (Edward Barber, c. 1595-1663) はその好例である。

これまでのバプテスト研究では、バーバーは主要な研究対象として取り上げられることがほとんどなかったため、バーバーの生涯と貢献に関する先行研究は少ない。筆者が米国の大学院でバプテスト研究に携わっていた間はもとより、帰国後も関連の国際学会等でバーバーに関する研究に接する機会はなかった。イングランドのバプテストにおいても状況はそれほど変わることはなく、バーバーの関連叙述もイングランド・バプテスト史の概説書に出てくる程度である。その一因は、初期バプテストを知る上で貴重な資料 (Stinton Repository) にバーバーが登場していないことにあるとも考えられる。日本語文献の場合、筆者が知る限り唯一バーバーに言及しているのは、『ピューリタン革命の担い手たち』(ヨルダン者, 1983年) という邦訳文献に短く言及されるのみである⁶。

しかし、バプテストの特徴的主張である「浸礼のバプテスマ」の起源、それに関わる初期イングランド・バプテスト内部の論争、加えてバーバーが関係していた当時のジェネラル・バプテストについて知ろうとすれば、今日においてもバーバー研究に価値と意味はあるように思われる。

本稿では、そのエドワード・バーバーを通して、1640年代の初期イングランド・バプテストの間に存在した協働の一端を学び、そこから今日、学ぶべき事を考えてみたい。なお本稿では、初期イギリス・バプテストについて言及する際、「ジェネラル、パティキュラー」という呼称を用いている。この呼称は1640年代中期以降に顕著となったもので、バーバーが活躍した時期には一般的ではなかったが、論点をはっきりさせるために、便宜上、その呼称を用いている。

6 カナダ人研究者マリー・トルミーが1977年に出版した *The Triumph of the Saint*。浜林正夫、大西晴樹両氏によって共訳された。

2. エドワード・バーバーとは誰か

エドワード・バーバーは、ジェネラル・バプテスト (General Baptist) の流れに立つ初期イングランド・バプテストである。ジェネラル・バプテストは、オランダ・アムステルダムからロンドンに戻ってきたトマス・ヘルウィス (Thomas Helwys, c. 1575-c. 1616) が、1610年から11年のある時期、ロンドン郊外に創設したイギリス最初のバプテスト教会にその始まりを持つ。ヘルウィスはその教会の初代牧師となるが、政教分離と信教の自由を主張したためロンドン塔に捕らわれ、1616年に獄死したと推定される。その後、その教会はジョン・マートン (John Murton, 1585-c. 1626) らが引き継ぎ、それなりに活発であったことが、トマス・エドワーズ (Thomas Edwards, 1599-1647) によるトラクト *Gangreana* (1646年) から伺い知ることができる⁷。

1650年代には、ジェネラル・バプテストの勢いはカルヴァン神学の影響を受けたパティキュラー・バプテスト (Particular Baptist) を凌いでいたばかりか、その後もそれなりの規模と働きを保ち、1689年の寛容令⁸ 以後には、自らのファンドを作ってジェネラル・バプテスト諸教会を支えるまでになっていた。ヘルウィス亡き後、ジェネラル・バプテストは消滅、ないしは途絶えたとする見方もあるが⁹、ヘルウィスの死によってヘルウィスの直系は途絶えるものの、その主張を受け継いだ者たちの群れは生き続け、伝道や相互扶助など、それなりの働きは続けられていた。バーバーは、そのジェネラル・バプテストで1640年代に活躍した指導者のひとりであった。

7 ピュリタンであったエドワーズは、レベラーズ (Levelers) やバプテストなど当時の宗教セクトを異端視し、複数のトラクトで攻撃した。*Gangreana* はその一つで、宗教セクトを批判する者達の間では「信頼に足る資料」として広く受け入れられ、攻撃の根拠を提供した。

8 国王ジェイムズ2世が失脚し、名誉革命が成功した際、オランダのウィリアム3世とメアリ2世の共同統治下で権利賞典と共に制定された。国王に忠誠を誓いさえすれば、非国教徒は宗教的罰則の適用から除外されるというものだったが、カトリック教徒とプロテスタント急進派 (三位一体を否定するユニテリアン) などはその対象外であった。ただ審査法は依然として存続していたため、宗教的罰則免除の対象となった非国教徒は信仰の自由は認められたものの、公職には就けなかった。

9 Stephen Wright, *The Early English Baptists, 1603-1649* (The Boydell Press, 2006), p 76.

エドワード・バーバー (Edward Barber, c. 1595-1663) は、1595年頃、イギリス南西部サマーセットの自作農ウィリアム・バーバー (William Barber) の息子として誕生した。16歳の時、ロンドンへ出るのが、おそらくその年までに父が死去していたためであろう。1611年7月にロンドンに出て来たバーバーは仕立物業者の見習いに入り、そこで9年間働いた後、1620年8月に独立して毛織物関係の仕事を始めた。その4年後、1624年にメアリー (Mary) と結婚し、住いをセント・ベネット・フィンク (St. Benet Fink) に設け、1663年に亡くなるまでそこに住み続けた。セント・ベネット・フィンクは、ロンドン北部の郊外に位置したイングランド国教会の教区で、14世紀頃からマーチャント・テイラー (Merchant Taylor) と呼ばれる仕立物業者や、その関連の商売人が多く集まる地域であった。そこには同業者組合が組織され、子弟の教育機関が設立されるなど、活発なコミュニティーが作られていた。このような環境は、独立して自らの商売を始めた新婚夫婦には住むに好ましかったと思われる。その頃のバーバーは熱心な国教会の信者で、教会や信仰については保守的・伝統的であったと思われる。すなわち、当時の習慣に倣って子供達には国教会で幼児洗礼を受けさせ、教会税を払う忠実な一市民であったということである。

それに変化が見え始めるのは、1637年頃からである。その2年前の1635年、バーバーの息子ジョン (John) は教区の国教会で幼児洗礼を受けている。その2年後の1637年に、バーバーは妻共々、ハイ・コミッション (High Commission) と呼ばれる高等弁務局の取り調べを受け、その結果イングランド国教会から除名されるに至った。この機関は、16世紀にヘンリー8世がイングランドのキリスト教をカトリックからプロテスタントへと舵を切った、いわゆる「イングランド宗教改革」の際に設置された宗教裁判機関にその起源を持つ。その隆盛は、エリザベス1世の治世下に極まり、1641年に廃止されるまで反国教会勢力の芽を摘み取ってきた。そこで審議の対象となる関連違反の中、重罪に数えられるのが国王への宣誓と教会税支払いの拒否であった。これらは国王への忠誠の拒否と見なされ、国家反逆罪に相当するものであった。国家への反逆は当然、国教であるイングランド国教会の否定にも繋がる。

バーバーのような一般市民がハイ・コミッションで取り調べを受けるのは、かなり深刻な事態と言える。

バーバーと妻メアリーの国教会破門の事実は、イギリスの歴史家スティーブン・ライト (Stephen Wright) が⁹、バーバーが住んでいた教区の当時の教会記録を詳しく調べあげることで判明した。ライトは、その中に1637年11月の娘の洗礼記録を発見する。そこには、両親が分離主義者で国教会から破門されたため、慣例通りの幼児洗礼を授ける状況になかったため「当局 (authority) の責任で」幼児洗礼を授けたとあった¹⁰。教会記録は確かに、その時点でバーバーとその妻が「分離主義者」であったと記してはいる。しかし、それがバプテストであったことを指すかどうかは不明である。当時、バプテストを含め、反国教会派はひとまとめにされて「分離主義者」と呼ばれることがあったからである。また既述したように、当時のバプテストの様子を記す有力資料にバーバーの名前が見当たらないため、その時点でバーバー夫妻がバプテストであったことを確定する資料的根拠は乏しいと言わねばならない。

いずれにせよ、1637年の時点で、何番目の子供かは特定できないものの、娘の洗礼に至って国教会の幼児洗礼に違和感を覚え、これまで遵守してきた教会の慣習に抗ったことは明らかである。当時、国教会会員の間には、バーバーたちのように幼児洗礼に疑問を持つ物たちは存在していたものの、それが記録に残されるようになるのは1640年代の中期以降であるため、バーバーと妻メアリーの除名記録は、比較的早い時期に記されたことが想像される。

イングランド国教会から除名された2年後の1639年、バーバーは再び、ハイ・コミッションの取り調べを受け、今度は11ヶ月間の入獄を余儀なくされた。罪状は国教会の幼児洗礼と教会税の支払い拒否で、1640年末頃まで、ロンドン市内の主要刑務所の一つであるニューゲート刑務所 (Newgate Prison) につながれた。バーバーはこの時、幼児洗礼は否定していたものの、幼児洗礼それ自体を否定したわけではなく、執行の形式の否定に留まっていたこと

10 Stephen Wright, 'Edward Barber (c. 1595-1663) and His Friends,' (Baptist Quarterly, 2006, April, p357).

が、友人に宛てた手紙から明らかにされている¹¹。つまり、まだその時のバーバーは、幼児洗礼否定に対するバプテストの決定的な問い「バプテスマは誰に授けられるべきか」という論点には至っていなかったということになる。

しかし、獄から出て間もない1641年に出されたトラクト“A Small Treaties of Baptism or Dipping”（資料2）には、「バプテスマは信仰者に授けられるべきであり、その形式は浸めによる」と記している¹²。バーバーはこのトラクトで、信仰者がバプテスマを受けるべきこと、その形は浸め（dipping）であるべきことが聖書的に正しいことを詳細に論じている。そのため、このトラクトが、バーバーが最初に自身のバプテスマ論を論じたものとされる。

その発行年から、バーバーは獄中でバプテスマに関する思想的結論に達したことが推測される。トラクトにも、獄中では「日々聖書をひも解く」生活を送っており、その過程で真に聖書的で、使徒たちもそのようにしていたと示されたバプテスマは、沈め（浸礼）による信仰者のバプテスマであるとの確信を得たとし、これを「主イエスによって定められた神の栄光に満ちた道・原理（principle）であり、真実のバプテスマである」と記している¹³。また別の箇所では、この結論へと導いた神に畏敬の念を表明し、敬虔な筆致で、「主は、自分のような取るに足らない仕立て物商人を引き上げ、この栄光に満ちた真理を明らかにしてくださった。しかし何にも勝って、何も取り柄のない者を選んで御子イエスを受け入れさせ、御名のために苦難を受ける栄光を与えて下さった」と書いている¹⁴。

11 Ibid.

12 現存するバーバーの著作は9つで、その内最初の2つが獄から出た翌年の1641年に書かれている。自身のバプテスマ論“A Small Treaties of Baptism or Dipping”の前に、“To the Kings most Excellent Majesty, and the Honourable Court of Parliament”という嘆願書を書いている。これにはバーバーの思想的核の萌芽が見られ、神のみが良心の主であるという理解に立って万人の信教の自由を訴えたものである。この主張は、ジェネラル・バプテストの信教の自由の思想とそれほど大きく違ってはいない。2番目のトラクトはそれとは異なり、オリジナリティーが色濃く出ており、早い段階（A2, B2）からその主張を明らかになっている。

13 Edward Barber, “A Small Treaties of Baptism or Dipping” (1641), A2., Wright, ‘Edward Barber (c. 1595-1663) and His Friends,’ p358.

先ほど紹介したトルミーは、このトラクトに記されている内容を評して、「彼は、(この主張による)改革を狭いセクツ的な意味で判断するよりは、国民的なこととして判断し」、「彼らの主張と国民的な宗教改革の期待を一体化する」ものであったと述べている¹⁵。つまり、バーバーのバプテスマ論は、単なる宗教論争を超えて、当時の国家体制に風穴を開けかねないほどの急進的な政治的主張の種を含んでいたということである。当時イングランドでは、国民生活のあらゆる場面で宗教と政治が分かち難く結びついており、国の宗教と国家への忠誠が表裏一体の関係にあった。国家への忠誠を誓う国民のあり方が信仰者の模範として教えられ、市民生活におけるイングランド国教会への従順は、宗教儀礼であると共に国民儀礼と同義であった。そのために、純粋に宗教的な動機で事柄に言及したバーバーのバプテスマ論は、同時に、当時の政治形態への批判にも繋がってゆく。

しかし、このトラクトは、バプテスト研究の分野においても更に重要な価値を有している。「信仰者のバプテスマは浸礼による」という主張をイングランドで最初に明らかにした人物がジェネラル・バプテストのバーバーであったというそれである。もしそうであれば、「バプテストの浸礼はパティキュラー・バプテストによる」という従来の通説に修正を加えることになる。

従来、浸礼のバプテスマは、パティキュラー・バプテストのリチャード・ブラント (Richard Blunt, 生没年不明) によって最初に唱えられ、その執行は1642年1月にイギリス国内で行われたとされてきた。しかし、このバーバーのトラクトの内容は、それに疑問符を突きつけることになる。既述したように、トラクトは、1639年から1640年の間のバーバーの獄中生活の中で書かれ、バーバーのバプテスマ論の発展を明らかにしている。これは時期的にブラントの主張とその執行よりも早いことになる。これは、研究者による関連資料の発掘と精読による地道な研究で明らかにされ、欧米のバプテスト研究者の間では共有されている説である¹⁶。

14 Barber, A2.

15 浜林・大西訳、『ピューリタン革命の担い手たち：ロンドンの分離教会 1616-1649』(1983年・ヨルダン社)、p 146-47。

16 最近の研究では、脚注6の Stephen Wright, *The Early English Baptists, 1603-1649*。

3. バーバー，孤立無援におかれたバプテストを擁護する

すでに述べたように、これまでパティキュラー・バプテストのブラントが浸礼のバプテスマ理解に初めて到達し、その理論と実践を会得するためにオランダへ渡り、帰国後の1642年初頭、仲間と共に約50名以上に浸礼のバプテスマを授けたのが最初であったとされてきた¹⁷。ところが当のブラントはその直後、身内のパティキュラー・バプテスト内で痛烈な批判を受けた。この急先鋒はプレイズ・ゴッド・バーボン (Praise-God Barbone, c. 1598-1679) という指導者で、口を極めた批判の矢をブラントに放った。それに対して、同じグループの仲間は一斉に沈黙し、ブラントを理解しようとする者やバーボンにとりなしをする者はなかった。その中には、後年、ロンドン信仰告白の作成とその発表に尽力し、イングランド・バプテスト全体を牽引したウィリアム・キッフィン (William Kiffin, 1616-1701) も例外ではなかった。

このように孤立無援となったブラントを公に擁護し、批判の急先鋒たるバーボンと正面切って議論を戦わせたのは、異なるバプテストグループのバーバー独りであった。それが公になると、パティキュラー・バプテストの指導者によるバーバー批判のトラクトが次々と出され (Barbon “A Discourse Tending” [1642] (資料3), R. Brown “A Brief Answer”¹⁸, A. Ritor “A Treatise of the Vanity” [1642] (資料4), Killcop “A Short Treatise of Baptism” [1642] (資料5), それに対してバーバーもトラクトで応戦している。つまり、「浸礼による信仰者のバプテスマ」の是非を巡って、バプテスト同士の間で一大トラクト論争が展開されており、今日の私たちには、理解に苦しむ事態が生じていたことになる。

ブラントと同じバプテストグループの指導者バーボンは、なぜブラントの「浸礼のバプテスマ」に反対したのだろうか。バーボンは、1642年に、“A Dis-

17 代表的なものは、Champlin Burrage, “The Restoration of Immersion by the English Anabaptists and Baptists, 1640-1700” in *The American Journal of Theology* (Vol.16, No.1., Jan. 1912, pp.70-89) であるが、同じ見解は他にも多数見られる。

18 Wright は Brown のパンフレットもこれに含めているが、原文は見つけられなかった。

course Tending to Prove the Baptism in, or under the Defection of Antichrist to be the Ordinance of Jesus Christ as Also that the Baptism of Infants or Children is warrantable, and agreeable to the Word of God, where the perpetuity of the estate of Christ's church in the world, and the everlastingness of the Covenant of Almighty God to Abraham and set forth as main Grounds, and sundry other particular things are controverted and discussed” という長いタイトルのトラクトを出した(資料3)。このタイトルは、バーボンがバプテストであったにもかかわらず、幼児洗礼を擁護したことを示している。

このトラクトでバーボンがブラントに加えた批判を簡略に述べてみる。バーボンは、ブラントたちが自分たちのバプテスマこそ正しいと主張しており、このバプテスマが失われているのは「教会自体」が失われていることと同じだと、言っていると理解していた。これに対してバーボンは、「教会自体が失われている」のであれば、キリストは花嫁を失ってしまった男やもめ同然である(エフェソの信徒への手紙5章に「教会はキリストの花嫁である」との記述がある)と反論し、批判を加えた。さらに、「バプテスマには『授けられる』という受動的な性質があるにもかかわらず、(ブラントたちは)それから逸脱している」とも述べている¹⁹。更に、バーボンは、ブラントが「自分たちのバプテスマは正しく、そのバプテスマのない教会は教会として失われている」というその主張こそが、聖書的ではないと考えた。つまり、自分たちの主張する正しいバプテスマを行う教会こそは「失われていない」、命を保っている教会であるとするそのブラントの傲慢こそは聖書的に容認できないというのである。

これに従えば、そのようなブラントを擁護するバーボンも同じく容認できないことになる。バーボンは、先ほどの長いタイトルのトラクトの前書きで、

19 Praise-God Barbone, “A Discourse Tending to Prove the Baptism in, or under the Defection of Antichrist to be the Ordinance of Jesus Christ as Also that the Baptism of Infants or Children is warrantable, and agreeable to the Word of God, where the perpetuity of the estate of Christ's church in the world, and the everlastingness of the Covenant of Almighty God to Abraham and set forth as main Grounds, and sundry other particular things are controverted and discussed.” (1642), B2 以降。

「自分はこれを、Freewill (自由意志), falling from grace (恵みからの脱落), conditional election (条件付きの選び), denying original sin (原罪の否定) を主張する者達に向けて書いた」とわざわざ記している。この表現は、当時のイングランド・バプテストが、オランダ・アナバプテストといかなる関係もないことを証明する際に用いられた常套句であった。当時の国内のキリスト者たちも、名称が似ているためにバプテストとアナバプテストを混同していたため、バプテストを危険視する際に用いた表現でもあった。ヘルウイスの思想を受け継いでいたジェネラル・バプテストもそのような誹りを受けていたため、このトラクトが発行される前年、自らのバプテスマ論を出したバーバーを意識して、バーボンはこのトラクトを執筆したことはほぼ間違いないであろう。

バーボンはトラクトで、ブランドらのバプテスマを「新しいバプテスマの道・方法 (the way of new baptizing) と呼び、「これら再洗礼者たちの幾人かは私の愛する友人・知り合いたちである。私は、彼らを悲しませたくないばかりか、むしろ喜ばせたいのであり、恨むどころか、愛したい」、また、テサロニケ人への手紙 2 2章4節、マタイ福音書16章18節を根拠に、「しかし、最近、(その) 幾人かが行った新しいバプテスマの方法は、キリストのバプテスマとは無関係であり、キリストのバプテスマとしての根拠を持たない」と書いた²⁰。

信仰者の浸礼のバプテスマを巡るバーボン、ブランド、バーバー3名の関係、及びバーボンがブランドのバプテスマを「バプテスマの新しい道・方法」と呼んだ意味については、更なる第一次資料の読み込みが要求される。確かにバーボンはこのトラクトを書く時点で、ブランドと共に、そのブランドに理解を示したバーバーをも意識しており、バプテスマ理解に関して、パティキュラー・バプテストのブランドとジェネラル・バプテストのバーバーの間に思想的な共通点を見ていたことは十分に推測できる。であれば、このことは、何らかの形でバーバーがブランドの浸礼執行を知っており、その理

20 Ibid., p3.

論と実践において自らの立場に共鳴する部分があったため、内部批判に晒され、孤立無援となっていたブランドを外から擁護したという可能は否定できない。前述のライトも「明らかにバーバーはブランドの浸礼執行を知っていた」と書くのだが、残念なことにその資料的根拠の提示はない²¹。

すでに紹介した1641年のバーバーのバプテスマ論をまとめたトラクト（資料2）には、バーバー自身がブランドの浸礼執行と、それへのバーボンの批判を知っていたことを示唆する表現は見出される。そのトラクトの章立てによれば、内容の構成には、(1)聖書の根拠（Proved by Scriptures）、(2)論争（By Arguments）、(3)割礼と浸礼との比較（A parallel betwixt circumcision and dipping）と続き、最後に、(4)プレイズ・ゴッド・バーボンの反論に対する答え（An answer to some objections by P [raisegod] B [arebone]）という部分が入っているからである。これは、これ以前にバーバーとバーボンとの間に、ブランドのバプテスマに関して何らかの論争が起こった可能性を示唆するものだが、手元の資料群とリサーチからは追跡できな。ただ、1643年にバーボンが出したブランドに対する応答のトラクト“A Reply to the Frivolous and Impertinent Answer of R.B. to the discourse of P.B”（資料6）の表紙に、‘There is also a Reply, in Way of Answer to Some Exceptions of E.B. against the Same’ とあり、バーバーへの応答も含まれているため、確かに1642年初頭のブランドの浸礼執行を巡って、その直後の早い段階から、パティキュラー・バプテストのバーボンとジェネラル・バプテストのバーバーの間で、ブランドのバプテスマを巡って何らかの議論があった可能性はかなり濃厚と言える。ただそれも、いつ頃、どのような内容の論争であったのか、手元の第一次資料群からは特定するに至らなかった。

21 Wright, ‘Edward Barber (c. 1595-1663) and His Friends,’ p359.

4. より大きな・公の敵に向かって共に戦う

当時のイングランドは体制側から反国教派に対する激しい弾圧が横行していた。それに対して反国教派は果敢に発言し、行動を起こしたが、バプテストも同様にそれに参与した。バプテストをしてこのような、いわゆる「政治問題」、「社会問題」に押し出したのは、あくまでも良心の自由、福音宣教の自由の保障に対する渴望であって、現存する国家体制の打倒や政治変革が第一の目的ではなかった。それについては、当時の他の国教反対派も同様であった。

しかし、実際に協働戦線を張る段になると、これら反国教諸派はすんなりと一枚岩となったわけではない。それに比べ、ジェネラル、パティキュラーらバプテストは、相互の相違はありつつも、以下のような共通点を確認して、そこに協働の基盤を見出していた。それらは、(1)自らの教会の事柄は自らの責任で行う。(2)自分たちの教会の牧師は自分たちで探し、任命する。(3)教会の人的・財的な必要は自分たちが進んで担い献げる、といったものである。これらは、個々の教会員の責任と主体性、それに基づく各個教会の自治と独立というバプテストの信仰的立場から導き出されるものであり、その根底には、言うまでもなく、信仰者のバプテスマに象徴される、信仰における個の自覚的な主体性というバプテストたる「根」が存在していたということであろう。初期イングランドのジェネラル、パティキュラーの両バプテストは、バプテストをバプテストたらしめる主張が権力によって脅かされる時、両者の間に横たわる種々の相違を超え、肩を並べ、共に声を上げ、戦ったということが言える。

バーバーについて言えば、獄から出てすぐ、宗教迫害の禁止と信教の自由を求める嘆願書“The humble Petition of many his Majesties loyall and faithfull subjects, some of which having beene miserably persecuted by the Prelates and their Adherents, by all rigorous courses, for their Consciencs, practicing nothing but what was instituted by the Lord Jesus Christ” (1641年)を書き、その2年後には、ロンドンに散らばる同心の者達を募ってウェストミンスター宗教会議と議会に対して、バプテストの立場を認め、礼拝の自由や伝道活動の自由

を訴える嘆願書 “The Humble Request of Certain Christians” を提出している (1643年)。このような嘆願書の作成作業は、ジェネラル、パティキュラーの両バプテストに力を合わせて働く貴重な機会を提供したはずである。その証拠に、バプテストによって書かれた嘆願書の署名者には、両バプテストのメンバーが名前を連ねている²²。更にバーバーは、当時の宗教体制派であった長老派の政治性に反旗を翻し、その打倒を企てたレベラーズの支援も表明した (1649年)。

もっとも、当時の大多数のバプテストがバーバーのようであったわけではない。当時のイングランド・バプテストの間には、国家の権力やその体制に対する姿勢に濃淡があり、市民的不服従においても総じて消極的であった。為政者と政府に対して従順であろうとしたため、バーバーのように、国民として明らかに歓迎できない政策に対して声をあげ、反対の意思を示したのは少数に止まったという研究もある²³。

もともとバーバーは、福音伝道と教会形成に情熱を注ぐ、どちらかと言えば伝統的なバプテストであり、政治のアジェンダに自ら進んでコミットするタイプではなかった。これを指して、今日の私たちが「保守的」と呼ぶのは易しい。しかし、バーバーのこの保守的信仰は、体制によって良心の自由を始めとする市民に保障されるべき人権が阻まれるに至ると、俄然と声を上げ始め、立場の違いを超えて同心の者たちを組織してその反意を公にし、最終的には、共和制を目指したクロムウエルのニューモデル軍²⁴において指導者

22 クリフォードは、“Petition of Divers Gathered Churches, and others well affected, in and about the City of London, for declaring the Ordinance of the Lord’s and commons, for punishing blasphemies and heresies, null and void, 28 Sep. 1655” に、John Goodwin, William Kiffin, Thomas Lambe, William Allen, Lambe and Samuel Lovedayなどが各々の教会を代表して署名したと記している。その他の重要な嘆願書に、パティキュラー・バプテストの指導者ウィリアム・キフィンが中心となって作成した “The Humble Apology of Some Commonly Called Anabaptists” (1660年)がある。これには30名の署名があるが、その内、少なくとも Henry Den, Thomas Lamb, Francis Smith はジェネラル・バプテストの重鎮であった。

23 Clifford, p162.

24 New Model Army. 1645年、ピューリタン革命中に当初の議会軍に代わってオリバー・クロムウェルによって新編成された。将校の中には社会的下層出身者、下級貴族、地方貴族がおり、兵士は士気が高く、軍規のよく保たれた軍隊であった。共和国、護国卿政治の時代にクロムウェルの支持基盤となった。

の一人にまで上り詰めることを可能にした。概して「伝道活動に専心する」とみなされるバプテストの、その先達の中には、福音伝道への献身のゆえに、極めて政治的・社会的な課題にまで踏み込み、公権力の圧力に抗し、立ちあがったバプテストもいた。見解や主張、神学の相違を超えて、より大きな公の敵に向かってスクラムを組んだバプテストたちがおり、その協働が存在していたことは否定できない。

5. 今日、バーバーから何を聞き取るのか： 終わりに

筆者は、大学の在外研究制度を使って、2016年度後期をオックスフォード大学リージェントパークカレッジで過ごした。そこで得た経験は何にも代え難いものであった。同時に、バプテストについて学ぶべきこと、研究されるべきことがまだ多くあるという事実も痛感して帰国した。欧米のバプテストのみならず、日本のバプテストについても同様に発掘されねばならないこと・研究すべきことがまだたくさん残っているが、国内ではそれに従事する研究者の層が育っておらず、相互研鑽の環境も整っているとは言い難い。

日本において、バプテスト教会の形成を願うならば、バプテストについて研究し、学び合う場の必要に目を醒ます時が来ている。国内のバプテスト研究者は極めて少数であり、各人はそれぞれの場で、ほぼ単独者に近い形で地道に研究に取り組んでいるのが現実であろう。バプテスト研究の発展と研究者の養成を考えると、研究者のネットワーク構築は急務である。共に学び、刺激を受け合う中で、研究の方法論や研究会ができる環境があればどれほど励みとなるであろう。

立ちはだかる課題に向け、それぞれが力を合わせて、より良きことのために働く共同研究の必要が急務となる。第二次世界大戦中、レジスタンスに斃れたユダヤ系フランス人歴史家マルク・ブロック (Marc Bloch, 1886-1944) は名著『歴史のための弁』でブロックは、より豊かで、「役に立つ」歴史学の構築に関して次のように述べる²⁵。「同一の人間に多数の能力を求める代わりに、異なる学者が実践してすべてが唯一のテーマの解明に向かう諸技術

の連合以外の解決策はないであろう。この方法は、共同研究への同意を前提とする。]²⁶。1640年代の初期イングランド・バプテストにおけるバーバーの協働の姿勢もこれに共鳴するように思われる。研究の光の当たることの少なかった初期イギリス・バプテストのエドワード・バーバーの生涯と貢献は、今日、筆者にそのような歴史学への取り組み方を指し示している。

付記 エドワード・バーバーの生涯（略年表）

- 1595 年頃 イギリス南西部サマーセットで自作農ウィリアム・バーバー (William Barber) の息子として誕生
- 1611 年 16歳でロンドンへ出て、仕立業者の見習いとなる
- 1620 年 独立して毛織物関係の仕事を開業
- 1624 年 メアリーと結婚し、St. Benet Fink に住まいを設ける
- 1637 年 妻共々、ハイ・コミッション (High Commission) の取り調べを受け、その結果イングランド国教会から除名処分を受ける。同年11月の教区教会記録に、息子ジョンが当局の責任で幼児洗礼を受けたとある。理由は「両親が分離主義者で国教会から破門されたため」
- 1639 年 再度 High Commission の取り調べ。11ヶ月間の入獄 (1640年末頃迄ニューゲートプリズン) が求刑される
* 幼児洗礼は容認。その形式を否定
- 1641 年 トラクト A Small Treaties of Baptism or Dipping
①「沈め (浸礼) のバプテスマは、主イエスによって設定された神の栄光に満ちた道・原理 (principle) であり、それは真実のバプテスマである」
②「主は、自分のような取るに足らない商売人、何も取り柄のない者を選んで御子イエスを受け入れさせ、御名のために苦難を受ける栄光を与えて下さった」
- 1649 年 レベラーズ支援を表明
- 1663 年 死亡

25 マルク・ブロック著・松村剛訳『新版 歴史のための弁明：歴史家の仕事』(岩波書店、2004年)、ix。ブロックは「パパ、だから歴史が何の役に立つのかを説明してよ」という問いを「歴史の正当性の問題に他ならない」とし、その答えとして本著を執筆したことはよく知られている。

26 上掲書、49、50頁。

資料 1 Location of Baptist churches who signed the Association Oath Roll



★ : Particular Baptists, ● : General Baptists, ■ : Seventh Day Baptists

A Small Treatise of ¹⁷
 BAPTISME,
 OR,
 DIPPING.

WHEREIN
 Is Cleerly shewed that the Lord
 CHRIST Ordained Dipping for those only
 that professe Repentance and
 FAITH.

1. Proved by Scriptures.
2. By Arguments.
3. A Paralell betwixt Circumcision and Dipping.
4. An Answer to some Objections by P.B.
 Psal. 119. 130.



By EDWARD BARBER.



Printed in the Yeere. 1641.

資料 3

23

A
DISCOURSE

T E N D I N G
TO PROVE THE
B A P T I S M E

IN, OR UNDER
The Defection of **A**NTICHRIST to be
the Ordinance of *Jesús Christ*.

AS ALSO

That the Baptisme of Infants or Children is warrantable, and agreeable to the word of G O D.

Where the perpetuity of the estate of *Christ's Church* in the world, and the everlastingness of the Covenant of Almighty G O D to *Abraham* are set forth as maine Grounds, and sundry other particular things are controverted and discussed.

By *P. Barbone, Lecturer*
in Stockport

Stand in the way, aske for the old way which is the good way, walke therein, and you shall finde rest to your Soules. Jer. 6. 16.

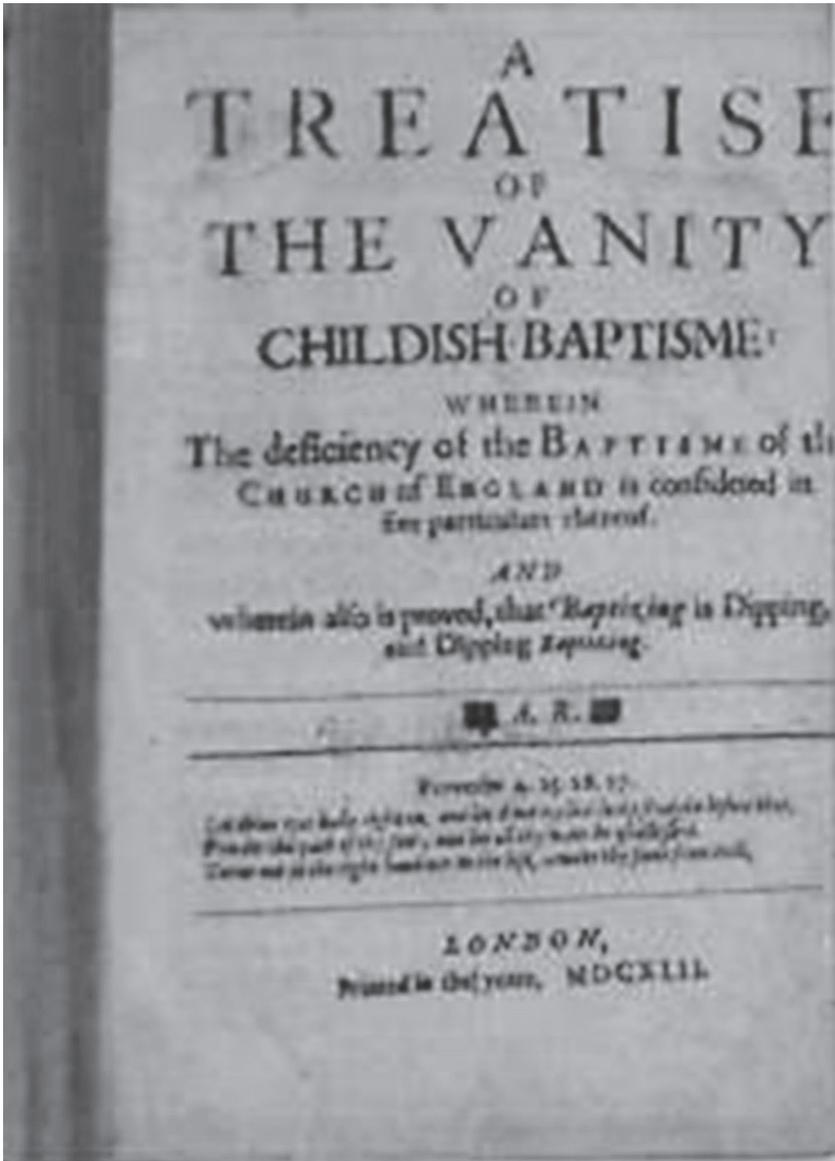
If it be of God, yee cannot destroy it, lest you become fighters against God. Acts 5. 38.

Stand fast Brethren, and keepe the Ordinances or Traditions you have bin taught by word or by Epistle. 2 Thef. 2. 15.

L O N D O N,

Printed by *R. Oulson & G. Dexter*, and are to be sold by *Benjamin Allen* over against the signe of the *Angell* in *Popes-head Alley*, 1642.

資料 4



資料 5

A short
TREATISE
OF
BAPTISME.

Wherein is declared that only
Christs Disciples or beleevers
are to be baptised.

And that the baptising of In-
fants hath no footing in the word
of God, but is a meere tradition,
received from our fore-
fathers.



20

A R E P L Y

TO THE
F R I V O L O U S and i m p e t u e n t A N S W E R
of R. B. to the discourse of P. B.

I N
Which discourse is shewed, that the Baptisme in the
defection of *Antichrist*, is the Ordinance of *God*,
notwithstanding the Corruptions that attend the
same, and that the *Baptisme* of Infants is law-
full, both which are vindicated from the ex-
ceptions of R. B. and further cleared
by the same AUTHOR.

There is also a R E P L Y, in way of *Answer* to some
Exceptions of E. B. against the same.

I JOHN 4. 1.
*Believe not every spirit, but trie the spirits whether they bee of
G O D.*

I T H E S S. 5. 21.
Trie all things and keep that which is good.

L O N D O N,
Printed in the year 1643. *April. 14*

